

鹿嶋市教育行政評価報告書
—平成27年度事業—

平成28年11月
鹿嶋市教育委員会

目 次

はじめに

目次

I 鹿嶋市教育行政評価委員会答申

はじめに	P 1
1 評価の手法と結果の概要について	P 1
2 平成27年度教育行政運営方針における主要事業評価	P 2
3 本年度評価の結果と今後の教育行政評価の在り方について	P 10
4 教育行政評価委員会 審議経過	P 11
5 評価委員会委員名簿	P 11

II 鹿嶋市教育行政評価委員会の答申を受けて

1 平成27年度教育行政運営方針における主要事業評価について	P 12
2 今後の教育行政評価の在り方について	P 19

資料

1 鹿嶋市教育行政評価事業一覧	P 20
2 評価シート(NO. 1～NO. 20)	P 21

はじめに

教育行政評価は、平成20年に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第26条の規定により、教育委員会が毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

評価については、まず、教育行政運営方針に基づいた主要事業について、各事業の達成目標とこれまでの経過を確認し、どのように運営されてきたのか、そして、事業の評価を次年度の施策にいかに関与させるか、という視点で事業担当課が自己評価を行いました。その自己評価結果について、鹿嶋市教育行政評価委員会において、有識者の視点で評価をしていただきました。

また、昨年度からは全事業の底上げを狙い、評価の基準の見直しを行ってまいりましたが、それによって、これまで先進的な取り組みを行い高い評価を得てきた事業の中にも、さらに今後、次の段階を目指し見直しや検討が必要となるものがあることも明確になりました。

今回の評価委員会の中でご指摘いただいた改善点等を踏まえ、今後の教育行政の方向性や取り組み方について検討を重ね、鹿嶋市の教育の発展につなげてまいりたいと思います。

結びに、平成27年度鹿嶋市教育行政評価委員会では3回にわたる熱心で慎重なるご審議をいただいた各委員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

平成28年11月

鹿嶋市教育委員会教育長 川村 等